

すみだモダン 2018

< 飲食店メニュー部門 > 募集要綱

あたらしくある。なつかしくある。



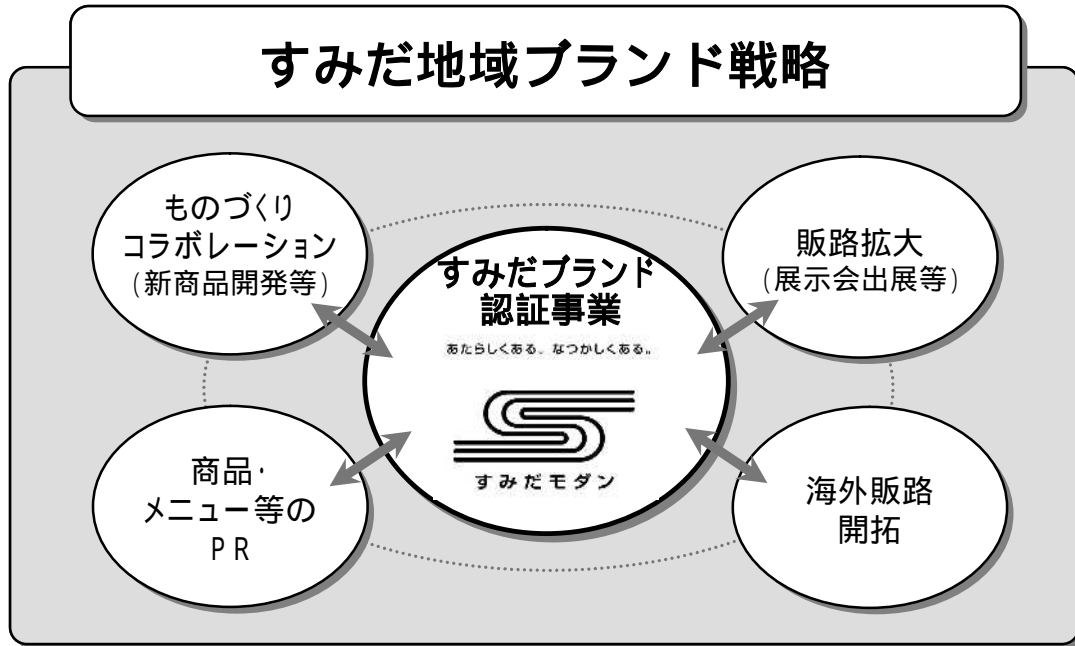
すみだモダン

2018（平成30）年 すみだ地域ブランド推進協議会

すみだ地域ブランド戦略・すみだモダン ブランド認証事業とは

すみだ地域ブランド戦略は、区内外の人に、「ものづくりのまち すみだ」としてすみだを認知してもらい、その魅力を感じてもらうことで、地域のブランド力を向上させることを目的としています。

そのために、墨田区内の既存商品のPR、新商品の開発等様々な事業を行っていますが、その中核となる事業の一つが「すみだモダン ブランド認証事業」です。



すみだモダン ブランド認証事業は、< 商品部門 > および < 飲食店メニュー部門 > の2つの部門から構成されます。それぞれ、「**すみだモダン宣言**」～**すみだブランドの価値規定**～にふさわしいすみだの商品や飲食店メニューを「すみだモダン」というブランド名で認証し、様々な形でPRを行います。

すみだ地域ブランド推進協議会（以下「協議会」といいます。）では、認証された商品や飲食店メニューを区内事業者にとっての「目標」として位置づけています。単にすみだの認知度向上や魅力の発信のためだけでなく、区内事業者が認証された商品飲食店メニューを見て、新商品の開発や既存商品の改良などに取り組む意欲を更に高めていただくことも目的の一つです。認証された商品や飲食店メニューは、すみだの産業をイメージするシンボルであり、かつリードしていく存在となるものです。

「すみだモダン宣言」～すみだブランド価値規定～

江戸～明治～現代、DNAを受け継いでいく。

今も息づく、江戸の粋や遊び心、下町の人情やふれあい。
伝統工芸から近代産業まで、高度な技術を支える職人技と妥協を許さない職人魂。
すみだ地域ブランドは、時を越えても変わることはない
「すみだのDNA(遺伝子)」を受け継いでいきます。

地域の文化を、次世代へ届けていく。

相撲、隅田川の花火、葛飾北斎、墨堤の桜などの歴史や文化。
和菓子やちゃんこ鍋などの豊かな食文化。
さらに、小さな博物館や工房ショップ、町工場などの産業文化。
すみだ地域ブランドは、すみだが育んできた独自の「地域文化」を伝えていくとともに、
次世代に引き継いでいきます。

ものづくりを通して、生活に彩りを約束する。

優れた技術力とデザイン力に支えられた、暮らしを豊かにする様々な製品。
ものづくりの街「すみだ」が創り出す製品は、東京はもちろん日本全国、
さらに世界で使われている本物たち。
すみだ地域ブランドは、すみだならではの「ものづくり」をさらに磨き、広く届け、
人々の生活に豊かな彩りを約束します。

人々の交流を通して、コミュニティを育む。

多くの史跡・文化施設、小さな博物館や工房ショップ、個だわりショップ、町工場、
ものづくり体験の場などの観光拠点。
そして、新タワー「東京スカイツリー」のもとに訪れるたくさんの人たち。
すみだ地域ブランドは、「訪れる人、住む人、働く人」の交流を活発にし、
新しいすみだの地域社会を育てます。

ロゴマーク・ブランドステートメント

あたらしくある。なつかしくある。



すみだモダン

すみだの人のところが、
すみだのものづくりのところが、
新しい感性と出会い、
未来へ向けた価値が生まれています。
ちょっとなつかしく、そしてあたらしい。
それが「すみだモダン」。
あなたも感じてください。

すみだモダン2018 飲食店メニュー部門 概要

1 応募資格

【自薦】以下の「応募要件」に該当する者

「応募要件」

- ・墨田区内に主たる事業所を有する事業者、または構成事業者の2分の1以上が同区内に事業所を有するグループであること。
- ・2018（平成30）年10月1日時点で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- ・特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- ・墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営に関与していない事業者であること。
- ・中小企業基本法第2条第1項における「中小企業者」に該当する事業者であること。

【他薦】墨田区民

「墨田区民」とは、墨田区内の居住者または、同区内への通勤者・通学者を指します。

他薦の場合は、他薦された事業者に応募意思を確認し、応募意思がある場合は、自薦同様応募用紙に記入いただきます。応募の際は、他薦された飲食店メニューとは異なる飲食店メニューで応募することも可能です。

2 認証対象

飲食店を認証するのではなく、すみだモダン2018飲食店メニュー部門(以下「飲食店メニュー部門」といいます。)は、飲食店+メニュー(レストランのカレー)という形で、メニューを認証します。

認証対象は、以下のとおりです。

- (1) 墨田区内の事業者が区内の飲食店で提供するメニュー(単品)であること。
認証時も、飲食店名+メニュー名で表示されます。
例： レストラン(区内事業者)の カレー
- (2) 2018(平成30)年10月1日時点で、店での飲食、購入が可能であること。
- (3) 継続的な販売を想定しているメニューであること。
- (4) 東京スカイツリー®や北斎美術館の名称やそのロゴマークを意匠等に使用している場合は、各ライセンス承認や使用許可を得ていること。
飲食店での提供、店舗での持ち帰り商品としての販売の両方を行っているメニューは、商品部門、飲食店メニュー部門いずれへの応募も可能ですが、両部門同時に応募することはできません。

持ち帰り可能なメニューでも、その飲食店「のみ」で提供している（他の店舗では販売していない）食品は飲食店メニュー部門に応募してください。商品部門に応募することはできません。

3 認証基準

区民(在勤・在学を含む)等から募集する「すみだブランド区民調査隊」が、下記の認証基準に基づき試食調査を行います。その際は、店舗、施設、サービスなども、メニューと一体のものという観点からあわせて評価されます。

この試食調査結果を踏まえ、協議会の理事会が認証します。

【認証基準】ブランド価値規定との合致度（すみだらしさ）

- ・すみだの産業の歴史や伝統、文化や技術を受け継いでいる。
- ・人々の生活への新しい提案や革新性がある。

【認証基準】ブランド力向上への貢献度

- ・すみだブランドの知名度・イメージアップへの貢献が期待できる。
- ・消費者ニーズに合致しており、市場性が高い。

【認証基準】独自性

- ・同業他社の商品等より利便性・快適性・デザイン・味等の面で優位性がある。

【認証基準】信頼性・品質

- ・高い信頼性を持った商品等である。
- ・質の高さを維持・向上するための取組みや裏付けがある。

満たすべき品質・性能などの基準については「4 品質基準」(3ページ)を参照。

【認証基準】理念・姿勢・背景（～の前提）

- ・すみだでものづくりをすることへの想いを持つ事業者である。
- ・すみだの地域活性化に意欲を持つ事業者である。

4 品質基準

品質、性能がメニューの関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また社会通念上妥当な使用条件において、問題のあるメニューについては認証されません。

(1) 原材料

発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが懸念される物質やそれを含む原材料は使用しないこと。

(2) 表記

法規に適合する表示および各業界の自主ガイドラインに準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと。

(3) 関連法規・業界自主ガイドライン

- ・当該商品に関連する法規および各業界の自主ガイドラインの基準をすべて確認し、これを満たしていること。

関連する法規例 食品安全基本法、食品衛生法など

- ・薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合することを確認すること。
- ・試食調査までに、そのメニューの品質・性能が関連法規や業界自主ガイドラインの基準を満たしたメニューであることを保証する「誓約書」を提出する必要があります。生産物賠償責任等の問題については、応募者（メニューを販売する事業者）が一切の責任を負うものとします。

5 認証期間

認証期間に定めはありません。認証時と同一のメニューの販売が継続している限り、認証は有効です。ただし、下記のいずれかに該当する場合は協議会が認証を取り消すことがあります。

- (1) 調理または販売を1年以上中止、あるいは廃止した場合
- (2) 認証事業者が当該メニューに関連する法規に違反した場合
- (3) 認証事業者が公序良俗に反した場合
- (4) 認証メニュー以外にすみだモダンロゴマークを使用した場合
- (5) 「7 認証事業者の責務と協力」(5ページ)に記載する内容を十分に果たさなかった場合
- (6) その他、協議会で認証が適当でないと判断した場合

6 認証メニューの特典

- (1) 認証メニューは、「すみだモダンロゴマーク」を表示することができます。
認証メニューの自社によるプロモーションにあたっては、「すみだモダンロゴマーク」を「すみだモダン ロゴ使用マニュアル」に基づく表示方法により、使用していただきます。
ロゴマークの表示には、商標登録及び区公有財産登録に伴い、商品ごとに使用料がかかります。
- (2) すみだ地域ブランド戦略におけるプロモーション活動での優先的な取扱いを受けることができます。
(1)および(2)のプロモーションとは、広告、ホームページ、パンフレット、チラシ、ポスター、メニュー等のPRおよび販促活動全般を指します。

7 認証事業者の責務と協力

- (1) 認証事業者は、認証メニューの販売等を通じて、情報発信を積極的に行い、すみだの知名度・イメージの向上につなげるとともに、区内の事業者にとっての目

標となるよう努めていただきます。

- (2) お品書きやPRツールへのすみだモダンロゴマーク表示にご協力ください。
- (3) 毎年度終了後に、前年度の認証メニューの販売量、広報宣伝の取り組み状況等を協議会に報告していただきます。
- (4) 協議会が実施するイベントなどで認証メニューをパネル等で展示する場合はあることを事前に了解し、その制作等にご協力ください。
- (5) 認証メニューの写真や紹介文などを「すみだ地域ブランド戦略」のホームページや制作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については協議会による監修・確認を信頼し、一任ください。

8 認証事業のスケジュール

【募集】2018(平成30)年8月1日(水)～9月28日(金)

【書類審査】2018(平成30)年10月(予定)

【試食調査】2018(平成30)年10月15日(月)～11月9日(金)

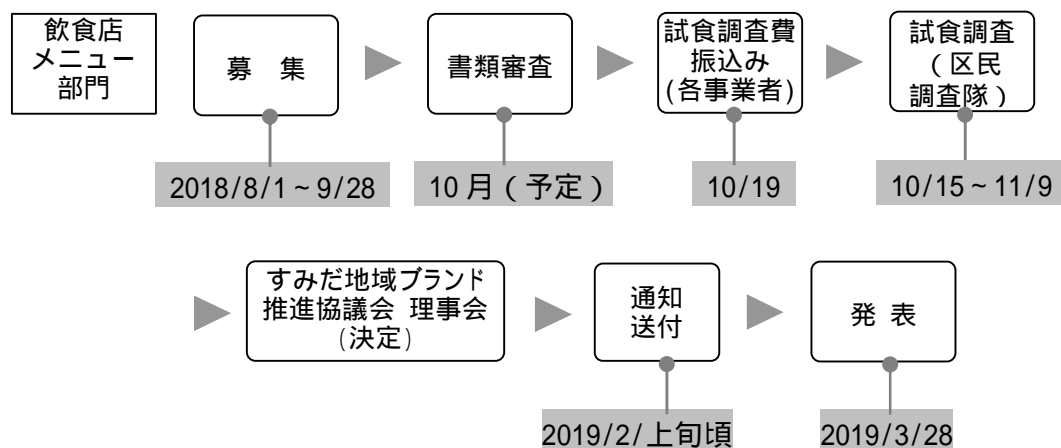
- (1) 書類審査に通った応募メニューについては、試食調査を匿名で実施します。試食調査は、区民(在勤・在学を含む)等から募集する「すみだブランド区民調査隊」が行います。
- (2) 試食調査費(最大7名分のメニュー代金)は事業者負担となります。定められた期日(10月19日を予定)までに、試食調査費を指定の口座にお振り込みいただきます。振込み手数料も事業者負担となります。
- (3) 試食調査は、匿名で実施されるため、応募メニューを試食するのに注文しないと不自然なメニュー(お通し代等)も試食調査費(事業者負担)に含まれます。

【理事会】試食調査結果を踏まえ、理事会で認証メニューの候補を決定します。

【通知】2019(平成31)年 2月上旬頃

【発表】2019(平成31)年 3月28日(木)(予定)

最終結果は事務局より速やかにご連絡いたしますが、発表までは社外への公表をお控えください。



すみだモダン2018 飲食店メニュー部門への応募

1 応募方法

自薦は応募用紙、他薦は他薦用紙へ必要事項を記入し、2018（平成30）年9月28日（金）までに直接下記応募先に持参、郵送、ファクスでご応募ください。

メールに用紙を添付してのご応募も可能ですが、メール1通あたりデータ容量は、3MBまで受信可能です。（3MBを超えるとメールシステム上、受信しませんので予めご了承ください。）

応募用紙は、8月1日（水）以降、「すみだ地域ブランド戦略」ホームページ（<http://sumida-brand.jp/>）からダウンロードできます。

【応募先・連絡先】「すみだ地域ブランド推進協議会」事務局

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区産業観光部産業振興課内（区役所14階）

電話：5608-6188 Fax：5608-6934

メールアドレス：BRAND@city.sumida.lg.jp

担当：植村・篠塚・東・高橋

2 応募用紙記入上のお願い

応募用紙記入にあたっては、以下を必ずお守りください。

- (1) 応募用紙のフォーマットに沿って、全ての項目にご記入ください。書類内容も審査されますので、具体的かつ簡潔にわかりやすくお書きください。必要事項が記入されていない場合は応募条件を満たさないとみなされ、審査対象外となる場合もあることをご了承ください。
- (2) 応募用紙に記載された内容のみ、審査対象となります。応募用紙に記入されているバリエーションのみが認証の対象となります。応募用紙外の添付資料等はご遠慮ください。

3 応募に関する留意事項

- (1) 同一事業者が複数のメニューを応募することは可能です。その場合、**応募するメニューごとに応募用紙をご用意**ください。
- (2) 複数の区内事業者がグループで企画・販売するメニューの応募は可能です。その場合は、グループ全体の下承を得たうえで代表者をご応募ください。
- (3) 応募に際して、応募者は応募メニューに関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置を自ら講じるものとします。
- (4) 応募用紙は返却いたしません。必要があれば、応募前にコピーなどをお取りのうえ、応募用紙をご提出ください。
- (5) ご提出いただいた応募用紙、他薦用紙の管理および活用については、全て協議

会事務局に一任するものとします。協議会事務局は、各用紙に記載した個人情報について、本事業の目的以外には使用いたしません。また、情報の管理については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に行います。

すみだ地域ブランド推進協議会理事会

理事長 水野 誠一 (株)IMA 代表取締役
副理事長 森山 育子 (一社)墨田区観光協会 理事長
理事 田中 一雄 (株)GKデザイン機構 代表取締役社長
理事 小澤 弘 淑徳大学 人文学部 客員教授
理事 高橋 正実 MASAMI DESIGN 主宰
監事 小高 集 東京商工会議所 墨田支部 IT分科会長